

過労死防止学会 教育分野における災害事例 尾崎公務災害事案

「被災の症状の現れと その後の苦しい闘病生活の記録

その周囲の対応の記録についての考察」 静岡家族の会 尾崎正典

被災教諭の被災した教育現場は安全に対して又は法的な秩序と冷静さを持っていたのか、被災教諭が被災したのは小学校の支援教室で行われた、在籍児童2名の教室に、養護学校相当の障害等を持つ児童を半月の間体験入学として受け入れたときに発生しました。特筆すべきは体験児童の家庭の養育能力の問題、(家庭内暴力等)のため家庭から法的措置として家庭からあえて離し養護施設に保護された児童です。つまり養護施設に保護されて家庭からあえて離して家庭での児童の虐待などを防ぐために保護された児童でした。それは児童の持つ障害から家庭ではしつづけに暴力を使っていたことも特筆すべき内容でした。 在籍児童とも入学前の段階でいじめの関係がありました。まだ養護施設に保護される前に家庭での暴力的なしつけが幼稚園などでは逆に周りの在籍児童に対して強いいじめをすることが逆に多くみられていました。 就学指導委員会は体験児童の障害、発達の状態から養護学校相当と確認決定して指導していました。家庭での養育能力の問題や家庭内暴力により児童を家庭から法的措置で引き離し施設に入寮してそこから障害のある子どもたちの施設と養護学校に通って指導者がつききりで指導をしている児童でした。 養護学校は適切で体験入学後も(10年)にわたり児童を保護し指導をした記録があります。ではなぜ体験入学は行われたのでしょうか。

それは児童の父親が体験児童の障害の重さを理解していないこと。併せて家庭内の暴力に危険を理解していないためと思われました。そして地元の小学校で支援教室で勉強を教えてもらわなければと強く考えたからでした。しかし児童の持つ障害は支援教室のレベルではないことが教育委員会でも明らかで、併せて家庭での養育上の困難な事情を把握する中でその要求は妥当なものではありませんでした。そこで福祉事務所、教育委員会、校長、教頭は 「支援教室では障害の程度に合わないことを親に知ってもらうために体験入学を決定しました。つまり体験入学は教育目的ではなく、親に入学をあきらめてもらう為にあえて混乱を事前に予想したうえで、混乱を見せて親に諦めてもらう為に実施されたのです。」

その連絡文章が就学指導委員会の記録ノートに添付されており校長も、もらっていたことを証言しております。 親に諦めてもらうことのために在籍児童は何の教育目的もないこのような企画にさらされ、合わせて大変危険な状態にもなりました。被災教諭はその間児童を何とか守るために児童を保護したり体験児童からの危険を回避する努力を重ねました。 在籍児童が学ぶ気持ちを失ったり、心を閉ざしてしまう危険に全力で対応をしました。もちろんどの子供も守られるべき対象です。体験入学の児童はその後再び親元から離され、養護施設に預けられました。そこから養護学校に再び戻りました。 在籍児童は連続で体験入学後3日休むなど教育的成果もできるようになっていたことができなくなるなど多くの面で阻害されたことはありました。数か月の時間はかかりましたが復調していると思います。2月から3月にかけて教室内で横たわる姿が何度も見られています。 しかし支援学級の担任の被災職員は体験入学中に体験児童の危険な行為により声が出ないようになり苦しみ、その後胃が強烈に痛む症状から教室で倒れてしまうことも起こりました。自覚症状として現れた声が出ないなど初めは風邪などを疑ったようでしたがその後心因反応によるものと分かっております。 教頭は被災教諭が異常な興奮状態 を起こしていると記載しています。併せて教室で倒れていることを報告を受けその後この体験入学を企画した教育委員会の職員と同時に教室に補助に入っております。そのうえで被災職員が興奮状態であったなど評価をしながら体験入学をその後も継続しております。

規則や秩序を教育原則を考えると、福祉事務所は自ら体験児童を法的措置として親元から離す処置をしております。それは親にとっては大変な力による処置です。しかし体験入学の実施を計画し一時的でも半月にわたり家庭に戻す処置を実施するにあたり法的解除は行われず、家庭に戻されました。その間家庭への確認指導は行われておりません。体験入学中母が1度児童を

たたいております。児童は父を平手でたたいた記録があります。その時児童はいつもやっていると話しています。児童を守る判断は充分であったでしょうか。教育委員会は年初の就学指導委員会の決定で障害の程度が養護学校レベルであり養護施設に保護されたうえで、養護学校に通学することを決定実施していました。しかし養護学校通学中の児童を半月にわたり障害の違う教室において授業をさせる企画は法的にいかがなものか、年初の決定を無視して担任教諭の免許のない養護学校の生徒の指導をさせる企画をするのか、秩序を自ら壊す決定をしました。

そのうえ裁判では体験入学児童は障害が少ない普通の児童と記載しております。もちろんその後、養護学校に戻り指導を受けております。学校側も在籍児童の安全、被災教諭の安全を守るための対応であったかはなはだ疑問です。障害者教育の専門家は2日から3日で判断できる。それ以上の長さは異常だと証言しております。確かに確認としてはその期間で十分無理であると判断できます。それ以上の長さ被災教諭が声が出なくなったり、倒れてしまっている姿を確認後も続けるのは自らの教育現場をどのような圧力に対しても守る姿勢にかけ、あえて親に諦めさせるために混乱しても親が取り下げるまで計画どおり続ける危険を無視した行動、判断です。上部組織の理不尽な指示に従い迎合する教育現場の管理者の姿が被災教諭を発生させたと言えると考えられます。自ら判断して無理だと確認済みとして早期に中止を判断できていればこの災害は防げたかもしれません。

ここに過労死防止学会第4回大会での発表内容を確認していただくことができます。

「尾崎裁判、判決文における、うつ発症の受傷時期と今後の同種災害回避対策への提言」

体験入学中の早退時間や休みの取得(早退や年休)は4月の休職まで断続的に続きます。

体験入学は1月20日から2月2日まで続きました。

- 1月26日早退2h この日体験児童がナイフを持って「殺すぞ」と言いながら在籍児童を追いかけまわし被災教諭がそれを止めた。とても怖かったとの記述があります。あまりのことに声も出ない。との表記があります。身体症状が始まります。
- 1月27日早退2h いきなりつかみかかる体験児童から守るため在籍児童を校長室に避難させる。その後体験児童に合うと在籍児童が担任におんぶしてくるので背負うと下半身ががちがちに緊張して固くなっている。ストレス、危険に対して在籍児童に身体症状が現れている。言葉で話す緊張ではなく被災教諭は子供の身体症状として異常な状態を感じ、子供の緊張状態、危険な状態を感じました。在籍児童の体験入学の継続に限界を感じる被災教諭の体に伝わってくる。
- 1月31日早退2h 体験児童は激しいつば吐き、追い回したり手をあげたりと目が離せない状態が続く。在籍児童がすごい剣幕で体験児童につかみかかる。急いで引き離す。4時間目被災教諭の胃が強烈に痛み出す。プリントが終わった後、体験児童が膝に乗り抱き付いてくる。子供たちは給食に行く、被災教諭は痛みでその後しばらく横になっている。この日教室で倒れてしまっている。その後保健室で休み早退する。教頭と教育委員会職員が補助に入る。
- 2月1日早退1h 体験児童の泣きながらの話を背負いながら聞く、幼稚園が良かったんだね、泣きながら うーうー とうなり続ける。母親はもう疲れてしまったと話す。「体験児童にとって最善の利益が守られることを祈るばかりです。」それは児童に必要な教育と生活指導、自立するまでに十分に与えるべき親や、大人の愛情、そこにはとても多くの課題があるということです。被災職員は体

験児童を背負いながらこの子供も助ける対象だと感じていました。
2月2日早退3h 被災職員は朝からのどが痛くてほとんど声が出ない状態。(後日、精神疾患によるものと解る) 体育館で在籍児童も参加する予定の劇にも参加できず、年度末に企画予定の1年間積み上げてきたものが壊されてしまっていることを感じる。体験児童にはこの日も失便、つば吐きがある。
この日体験入学は最終日すでに身体症状が声が出ない、のどが痛い、胃が強烈に痛む、食事ができない、胸が締め付けられる、音の反応がおかしい、集中力や注意観察力の低下などが表れています。

体験入学終了

通常の出勤ができない状態になっている。

2月3日休みを取る。むしろ出てこれない状態であった。在籍児童一人も1日休む

2月4日休みを取る。出てこれない体調不良 同じ在籍児童も1人1日休む

2月5日休みを取る。3日連続で出勤できない状態。同じ在籍児童も連続3日休む

2月6日日曜

2月7日早退1h

2月10日早退1h

2月19日休みを取る

2月20日日曜 表示されている日以外は出勤又は通常の日になります。

体験入学後、声が出ないなどの症状で病院に何度か通院したが風邪等の薬では改善しないため精神科の病院の受診をする。

2月21日休みを取る 病院で現状の説明、症状の説明、体験入学での出来事や症状の発生時期を説明した。そのうえで今の状態、感じることを説明。

通院治療、投薬治療開始

「心因反応によるうつ状態」と診断される。

治療を開始いたしました。通院精神療法 薬剤処方5日分

2月23日早退 体験入学のその後在籍児童とともに教室で横に成ってしまっている姿を何度か同僚教諭に目撃されています。体験入学の危険の結果である

のだが

2月26日 休日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

2月29日休みを取る

3月8日早退

3月11日 休日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

3月15日早退

3月21日休みを取る

3月22日休みを取る

3月24日休みを取る

3月25日 休日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

3月28日休みを取る 新年度の支援教室教育に自信が持てない。

3月29日休みを取る 新年度の支援教室の担任の継続を決断できないでいる。

3月30日電話再診 電話で治療を受ける

4月3日早退 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方5日分

4月8日休日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

4月10日 新学期始まる 新年度の支援学級を選択して始まる。

4月12日早退

4月15日 早退

4月17日 早退 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方 7日分、2日分

4月18日 早退

4月19日 早退

4月20日 早退 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方10日分

小林校長が病院に同伴する。東遠学園の生徒の受け入れをしたこと。(養護学校の生徒で教育のランクが違う。)
「2月初旬から被災教諭の具合が悪いことを感じていた。」「校長の判断としても(長期休暇取得)休んだほうがいい」と話す。
校長、および教育委員会は体験入学において心因反応を起こし、うつ状態になって長期休暇を取得することになった。ことを明確に認識している。
小林校長は3回にわたって被災職員と病院を訪問したが精神疾患で危険を伴うが家族への連絡は一切していない。なぜこのような大事な注意事項を家族に一切知らせることはなかった。医師に多くの被災教諭の被災に対する言い訳を残しています。

4月21日 長期休職を取り始めることを決定する。

5月1日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

5月15日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

5月29日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

被災教諭は長期休暇を取り始めていることを家族に話す。その原因である体験入学のこと、在籍児童のこと、父兄からの複数回にわたる陳情書や多くの資料を持っていました。体験入学の父兄や本人の記録、就学指導委員会への報告予定の記録書。就学指導の専用ノートなど多くの資料を基に長期休暇取得せざるを得ない精神的状態の説明 心因反応からのうつ状態の実態などを弟の私に資料を見せて説明をしました。就学指導委員会のノートに張られた「親に諦めてもらう為に体験入学をする企画」の電話記録資料を私に示して涙を流しました。「こんな企画の体験入学をしたんだよ」と話していました。
私は信じられない醜態を見せる福祉事務所や教育委員会 校長 教頭の態度に驚き 怒りを感じ、すぐに抗議に行くことを決断しました。しかし、被災教諭に待ってくれるように頼まれ抗議をしに行くことはとどまりました。何の教育目的でもない体験入学となずけた恐ろしい企画に今でも怒りがこみ上げてきます。それから私は怒りを抑え、憎しみをすべて抑え、冷静に裁判では事実を積み上げることに集中しました。それは今でも同じです。

6月6日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方なし

6月12日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

6月26日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方14日分

6月の中旬被災教諭はアパートで暮らしていたが生活することが困難になったので実家に戻ってきて生活をするようになりました。実家に戻ってからは母の膝で泣き崩れたり何度も見受けました。多くの不安を抱えている中で友人や電話で長く話す姿も多くありました。

7月8日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方 1回分1錠 5回分

7月10日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方 7日分

7月17日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方 7日分

実家に戻り一つの部屋で就寝していましたが。一人ではつらいと感じるようになり和室で母と隣り合わせで就寝するようになりました。

7月22日 通院精神療法 簡便型精神分析療法 薬剤処方 13日分
7月27日 電話再診 (電話治療を受け処方を依頼) 薬剤処方1回分1錠 7回分
7月31日 電話再診 (義理の妹より本人代理で処方依頼) 薬剤処方1回分1錠 7回分

8月2日 7時少し前に母が隣で寝ていた被災教諭がいないと言い出しました。慌てて家の中を探したのですが見つかりません。そこでいつも歩く散歩コースを探すため自転車で走って探しました。7時過ぎになっても見つからないので私の作業小屋を見に行きました。すると窓の外から姿が見え私は飛び込んで被災教諭を下ろし救急車を呼びました。(早朝5時ころと思われる。)自宅作業小屋で自死しているのが見つかりました。

通夜や葬儀で被災教諭の同僚が来てくださいました。校長教頭が来たとき、私はこれは労働災害だと話しました。その確定に10年かかりました。

平成12年2月災害、心因反応によるうつ状態となる。治療を開始、同年8月自宅にて自死

平成12年11月公務災害認定請求、平成14年3月公務外処分とされる。

平成14年5月再審査請求 平成14年6月再審査請求棄却される。

平成15年8月審査請求 平成15年10月審査請求棄却

平成16年3月再審査請求平成17年再審査請求棄却

平成15年10月静岡地方裁判所に提訴平成19年3月請求棄却

平成19年4月東京高等裁判所控訴

平成20年4月東京高等裁判所、公務外認定の取り消し認定

平成20年4月最高裁判所に公務災害基金が上告及び上告受理申し立て

平成21年10月最高裁判所が上告、を該当しない。上告受理申し立てについて受理すべきものとは認められない。と裁判官全員一致の意見で上告棄却、
上告審として受理しない。ことが決定。

判決文の一部

「被災教諭はまじめで几帳面、責任感、使命感が強く養護教育に携わることを自分の使命と受け止めて真摯に職務に取り組んでいた。被災職員は苦勞して真摯に取り組んだ体験入学の実施によって自分の収穫になったと感じられるものが何もなく、自らの教員としての存立基盤が揺らぎ、
教員としての誇りと自信を喪失することとなって精神的に深刻な危機に陥って、気力を使い果たし疲弊、抑うつ状態になったと考えられる。」、、、、当該公務員を公務災害の対象としないことが法の趣旨であるとは、到底解することができない。、、、被控訴人が被災教諭の自殺と公務との間の相当因果関係を否定して本件処分(公務外災害認定処分)をしたことは違法であるというべきである。

この判決を受けて基金支部は平成20年最高裁に上告

平成21年10月27日最高裁 決定 主文、上告棄却

裁判官全員一致の意見で主文のとうり決定する。最高裁判所第三法廷